

公安委員会 決 裁 資 料	風営法施行規則に規定する通知書の様式を定める規則の制定及び鹿児島県公安委員会事務決裁規程の一部改正	令和 7 年11月19日 生活安全企画課
1 制定する規則 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則に規定する通知書の様式を定める規則 2 制定理由 本年 5 月に公布された、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）及び、10月に公布された同法施行規則等の関係法令の改正により、風俗営業所等への立入りの結果に基づき、<u>聴聞決定予定日を通知し、その後に遅滞なく聴聞決定予定日通知書の交付を行うとされたため</u>、同通知書の様式を県公安委員会規則で定めるもの なお、聴聞決定予定日とは、立入りの結果に基づき風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日を指す。 3 根拠法令 (1) 風営法第 4 条第 1 項第 8 号ロ（欠格事由の追加） (2) 風営法施行規則第 6 条の 4 第 1 項及び第 2 項（風俗営業者に対する聴聞決定予定日の通知及び聴聞決定予定日通知書の交付） (3) 風営法施行規則第74条の 3 第 1 項及び第 2 項（特定遊興飲食店営業者に関する前記(2)の規定の準用） 4 改正する規程 鹿児島県公安委員会事務決裁規程（平成25年 3 月 1 日鹿児島県公安委員会規程 1 号） 5 改正理由 公安委員会の権限に属する下記の 4 項目の事務を、新たに追加するため (1) 立入りを受けた風俗営業者に対して、聴聞決定予定日を、立入日から10日以内に通知する事務 (2) (1)の通知をしたとき、風俗営業者に対して、遅延なく聴聞決定予定日通知書を交付する事務 (3) 特定遊興飲食店営業者に対する、前記(1)の事務 (4) 特定遊興飲食店営業者に対する、前記(2)の事務 6 公布日 令和 7 年11月28日（風営法の施行日と同日）		